

スタートアップ応援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

▶ **提出期限:**「創業支援資金」、「新創業融資」の借入を行った日から3ヶ月以内

○交付申請書およびその他必要書類を下記提出先に郵送又は持参してください。
※平成30年4月より「とっとり電子申請サービス」でも送信いただけるようになりました。
* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

提出
書類

- 規則様式第5号(規則第17条関係)
- 様式第1号(第4条関係)
- 利子額が確認できる書類(補助対象期間分)
 - ・創業支援資金の場合:借入に係る償還(計画)表の写し又は利息計算書等の写し(融資当日に支払う利子がある場合、その額が確認できる資料も添付)
 - ・新創業融資の場合:支払明細書等の写し
- 以下のいずれかの文書の写し
 - ・特定創業支援事業による支援を受けたことについての県内市町村長の証明
 - ・支援を受けた商工団体の代表者が上記に準じる者として認めたことが確認できる文書
- 日本公庫新創業融資で申請をする場合、融資を受けたことを証明する書類((株)日本政策金融公庫が発行)

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

※【交付決定後、事業および融資の内容を変更・中止・廃止する場合】
変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。変更・中止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。(原則、事由発生より30日以内)

3. 進捗状況報告書提出

▶ **提出期限:**(1年目)最初の利子支払い月の12か月後の末日まで
(2年目)最初の利子支払い月の24か月後の末日まで

補助対象期間中、上述した期限までに進捗状況報告書および利子支払実績を確認できる証明書類を下記提出先に郵送または持参してください。

※**報告書の提出をもって、各年度の補助金対象金額の支払いを行います。**

提出
書類

- 様式第3号(第7条関係)
- 金融機関へ利子を支払ったことが確認できる資料(計画表や予定表は不可)

4. 実績報告書提出

▶ **提出期限:**補助対象期間終了から20日以内

○実績報告書およびその他必要書類を下記提出先に郵送又は持参してください。
※平成30年4月より「とっとり電子申請サービス」でも送信いただけるようになりました。

提出
書類

- 規則様式第5号(規則第17条関係)
- 様式第4号(第8条関係)
- 金融機関へ利子を支払ったことが証明できる資料(計画表や予定表は不可)

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・産業振興課

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

電話:0857-26-7690 ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール:sangyou-shinko@pref.tottori.lg.jp